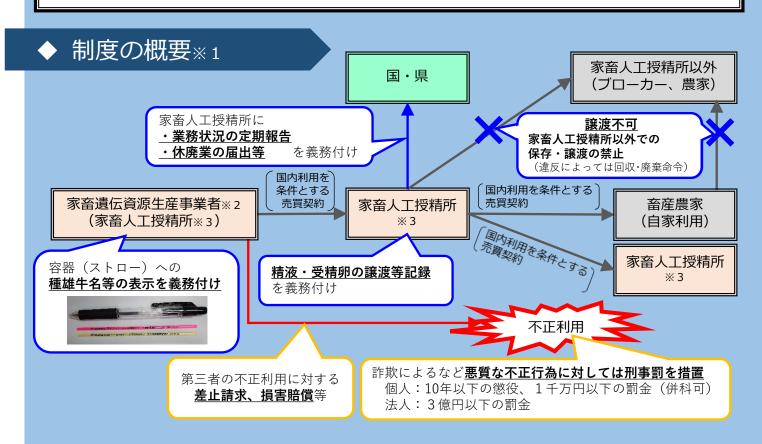
精液・受精卵生産事業者、家畜人工授精師・獣医師、畜産農家等の皆様へ

我が国の宝である和牛の遺伝資源 を保護するために

和牛遺伝資源の管理・保護のための制度について

和牛遺伝資源の適正な流通管理及び知的財産としての価値の 保護のため、以下の2法による制度が整備されています。

- ① 家畜改良増殖法
 - ➡ 精液・受精卵の流通規制
- ② 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律
 - ⇒ 契約の当事者ではない第三者の不正利用にも対抗できる 仕組み(差止・損害賠償請求、刑事罰)



- 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正流通の防止に関する法律に基づく制度のうち、特に精液や受精卵の適正な流通の確保を必要とするもの として農林水産大臣が指定する特定家畜(裏面参照)に係る制度の概要である。

- ※2 家畜遺伝資源生産事業者とは、種雄牛等の家畜から精液・受精卵を採取・生産し、供給する家畜人工授精所を指す。※3 家畜人工授精所とは、家畜の精液・受精卵を生産・保管・譲渡する事業所であり、開設には都道府県知事の許可が必要。注) 青色は「家畜改良増殖法」による規制内容、 黄色は「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止」に関する法律による措置内容。

◆ 制度の対象となる特定家畜について

- ▶ 家畜人工授精用精液・受精卵のうち、経済的価値が高いなど その<u>適正な流通の確保が特に必要なもの</u>を、品種ごとに 「特定家畜人工授精用精液等」として農林水産大臣が指定 します。
- ▶ 具体的には、<u>和牛4品種(①黒毛和種、②褐毛和種、</u> ③日本短角種、④無角和種)およびそれら同士の交雑種が 指定されています。



黒毛和種

◆ 被毛色は黒褐単色。和牛全体の95%以上を占め、 我が国の最も主要な品種。肉質は特に脂肪交雑 (いわゆる「サシ」)の面で優れる。



褐毛和種

◆ 被毛色は黄褐色から赤褐色。体質は強健で、特に 耐暑性に優れ、粗飼料利用性も高い。主産県は熊 本県及び高知県。



日本短角種

→ 被毛色は濃褐色。粗飼料利用効率が高く、北日本の気候、風土に適合し、放牧適性が高い。主産県は岩手県。



無角和種

◆ 被毛色は黒色で黒毛和種より黒味が強い。早熟で、 飼料利用性が高い。主産県は山口県。

お問い合せ先 農林水産省 畜産局 畜産振興課 家畜遺伝資源管理保護室

電話:03-3502-8111(内4913) メール:chikushin207@maff.go.jp

農水省 家畜遺伝資源





農林水産省 ホームページ

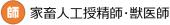
我が国の宝である和牛の遺伝資源 を保護するために

家畜改良増殖法に基づき、精液・受精卵の流通管理を 徹底しましょう

特にご留意いただきたい事項



👣 精液·受精卵生産事業者





畜産農家

第0001号

精液証明書

採取年月日:R2.10.2

名号:00忠



所 家畜人工授精所

不正流通や血統矛盾を防止するために徹底しましょう

精液・受精卵と証明書の一体的な取扱い



- ✔ 精液・受精卵の譲渡・使用には正しい証明書が必要です。 このため、
- ① 容器と証明書の記載内容が一致するよう 適切に区分管理をしてください。
- 証明書の記載事項(譲渡・経由の確認欄 を含む)は正しく記載してください。



精液・受精卵の保管場所を施錠する等盗難防止措置を講じてください。

家畜人工授精簿の適切な記載・保存



受精卵証明書

種畜名前:霞ヶ関 雌牛名前:ちよだ

検査年月日:R2.10.2

- 家畜の改良増殖には血統の正確な記録が必要です。
- ① 家畜人工授精、受精卵移植を行った際は、遅滞なくかつ正確に記載し、 5年間保存してください。
- 授精証明書発行前の使用済みの精液証明書、ストローは家畜人工授精 簿に添付するなど、速やかに照合できるように保管してください。

授精証明書・移植証明書の適切な交付



- 授精証明書・移植証明書は産子の登記等に 必要な重要な証明書です。
- 精液証明書等を適切に貼り付けてください。
- 交付した写しを5年間保管してください。
- 家畜人工授精等に実際に使用した精液等の 証明書以外の証明書の流用はできません。

·精液証明書等 授精証明書 の裏面が確認で きるように貼り 精液証明書番号第0001号 霞ヶ関 精液を注入した雌牛:かすみ 付けてください。 ・容器と証明書 精液証明書 の記載内容が一 名 号:00忠 致しているか確 採取年月日: R2.10.2 認してください。

和牛の精液等(家畜人工授精用精液等)の取扱いについて

特定家畜人工授精用精液等への表示義務(家畜改良増殖法施行規則第42条、43条)

生産

✓ 容器に下記の内容を判りやすく表示してください。

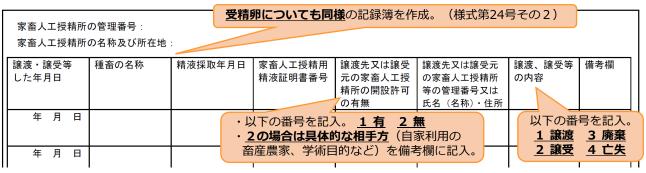
対象物	表示が義務付けられている事項		
家畜人工授精用精液	✓ 雄畜の名前または個体識別番号✓ <u>採取年月日</u>		
家畜体内受精卵 家畜体外受精卵	✓ 受精卵が生産・処理された<u>家畜人工授精所の管理番号</u>✓ 雄畜及び雌畜の<u>名前または個体識別番号</u>✓ 受精卵の<u>採取・検査年月日</u>✓ でも可。		

※ ストローへの表示方法:容器への直接表示またはラベル貼付

家畜人工授精用精液についての譲渡等記録簿

(家畜改良増殖法第32条の5,様式第24号その1)

✔ 譲渡先、譲受元を適切に記載し、10年間保存してください。



※ この様式で規定されている事項が速やかに照合できれば、記録様式は問いません。

家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液の業務に関する報告書

(家畜改良增殖法施行規則第49条、様式第28号)

✓ 月毎に必要なデータを整理し、報告してください。

家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液等の業務に関する報告書								
都道府県知事 殷	毎年4月末までに							
家畜改良増殖法施行規則第49条に基づき、 年1月1日から12月。	の家畜人工授精所 ○ 都道府県に報告。 ます。							
4 報告対象物: 5 前年12月31 日時点の保存数量:	和牛以外については様式第29号により提出							
6 家畜人工授精所、電営の状況	・3には以下の番号を記入。							
(単位:本) 年 1月 2 3月 4月 5月	1 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務							
生産数量・4には以下の番号を記入。	2 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務							
	3 家畜体外受精卵の生産に関する業務(と畜場由来)							
2 完玄巫特和	4 家畜体外受精卵の生産に関する業務(生体由来(OPU))							
	5 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存							
・両方の業務を行っている 場合は 別個に報告 。	複数の業務を行っている場合は列挙。							
廃棄又は 亡失した数量								
月末時点の 譲受・譲渡には、委託による								
保存のための搬出入を含む。								
備考								

◎各種帳簿の記載や証明書の発行等について、精液等情報システム(全国システム)の活用が可能です(https://www.lgrm.jp/imart/login)

お問い合せ先

○○県 農林水産部 畜産課 ○○グループ

電話:012-345-6789 メール:xxxxxx@xx.pref.lg.jp

農水省 家畜遺伝資源



農林水産省 ホームページ 精液・受精卵生産事業者、家畜人工授精師・獣医師、畜産農家等の皆様へ

我が国の宝である和牛の遺伝資源 を保護するために

家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律

(家畜遺伝資源法) に基づき**和牛遺伝資源を保護**しましょう。

和牛の精液・ 受精卵の生産事業者 の皆様へ

この法律に基づき、知的財産としての価値 の保護を受けるため、和牛の精液・受精卵を 譲渡するときには、契約等により、使用可 能な範囲・目的を明示しましょう。

家畜人工授精師、 獣医師や畜産農家等 の皆様へ

契約等により示された**使用可能な範囲・ 目的を守って使用・譲渡等**を行い、 **知的財産としての価値**を守りましょう。

不正流通の防止及び価値の保護のための措置

- ✓ 和牛の精液・受精卵について、知的財産としての価値の保護の観点から、
 - ① <u>詐欺・窃盗により取得、譲渡等</u>することや、他人から預かったものを **不正に取得、使用、譲渡等**すること
 - ② **契約に違反して使用、譲渡等**すること
 - ③ ①、②を使って生産された子牛や受精卵を使用、譲渡等すること
 - ④ ③を使って生産された子牛(孫牛)や精液・受精卵を譲渡等すること
 - ⑤ ①~④の不正な経緯を知って、又は重大な過失により知らずに、転売を 受けること

これらに該当する行為に関して、

差止請求、損害賠償請求

が可能となっています。

✓ このほか、民事訴訟手続きの負担軽減が図られるとともに、 裁判所による信頼回復のための措置命令の対象となります。

罰則の適用

✓ 不正競争への抑止力強化のため、悪質性の高い不正行為については、 罰則が適用されます。

個人の場合:10年以下の懲役又は1千万円以下の罰金

法人の場合:3億円以下の罰金

和牛の精液・受精卵の使用の範囲や目的の明示について

◎ <u>契約の締結により使用の範囲や目的を明らかにしないと</u>、 この法律による知的財産としての価値の保護を受けられません。

(例) 家畜人工授精用精液等讓渡契約約款

第〇条 国外利用及び目的外利用の禁止 譲受者は、当該精液等を、日本国外で利用してはならない。 ・<u>定型約款</u>(不特定 多数と効率的に契約 を結ぶ方法)<u>も</u>ご活用下さい。

第〇条 第三者への譲渡

譲受者は、当該精液等を第三者に譲り渡す場合には、本約款と同様の内容を当該第三者に 義務づけなければならない。

・第三者に譲渡等する場合には、譲受元との契約と 同様の内容を当該第三者に義務づけましょう。

(別添) 家畜人工授精用精液等譲渡契約約款への合意宣言書

年 月 日

〇〇から譲渡された家畜人工授精用精液等の利用等については、〇〇家畜人工授精 用精液等譲渡契約約款の各規定を遵守することに同意する。

・定型約款によらない場合は、義務づけた内容が**客観的に明らかとなるよう、書面により契約**を締結しましょう。

署	名	
住	所	
-		

- ◎ 和牛の精液・受精卵の生産者の方は盗難等の被害にも備えるため、 以下に取り組みましょう。
- ① 定型約款の制限内容をホームページに掲載するなどによる明示

定型約款による場合、その<u>定型約款の制限内容をホームページに</u> 掲載するなどによって明示することも可能です**。**



利用制限の概要がわかるよう。

証明書の様式に

記載することも 可能です。 ・**家畜受精卵証明**

② 家畜人工授精用精液証明書等への利用制限の記載による明示

第 号 (番号又は記号) (例)

家畜人工授精用精液証明書

	プロパース(17/11/17/17/17/17/17/17/17/17/17/17/17/1							
	種畜証明書番号	123456789	種畜の等級	△級				
	名前	000	(P黒XXX)					
	家畜登録機関名及び登録番号							
	種類及び品種	肉用牛	黒毛和種					
精	液採取年月日	2.10.1						
種畜飼養者の氏名又は名称及び 住所		○県△市◇町XX ○○○○		印				
獣医師(家畜人工授精師)の登録 番号(免許番号)及び住所、氏名		第XXXXX号	O県△市◇町 XX OOOO	印				

※ 本証明書が添付されている家畜人工授精用精液は、○○以外の目的での譲渡・利用は禁止する。

書も同様です。
・ 精液ストローに
「(R)」と表示
することで、こ

の精液に利用制 限があることを 示すことも有効

③ 精液ストロー等への利用制限の表示による明示

ノウリンタロウ

2020, 10, 01

(R)

雄畜の名前または個体識別番号 お

採取年月日

利用制限の表示※

※ (R) は国内のみに使用可能地域を制限していることを表示する略称 (Restricted = 制限付き) です。契約に基づいた表示を推奨しています。

お問い合せ先

○○県 農林水産部 畜産課 ○○グループ

電話:012-345-6789 メール:xxxxxx@xx.pref.lg.jp

農水省 家畜遺伝資源 検索

です。



農林水産省 ホームページ